

【目次】

- ・ 年頭所感
……………1 ページ
- ・ ホクネット初！差止請
求訴訟を提起
……………2 ページ
……………3 ページ
- ・ セミナーなどの終了
報告
・ 編集後記
……………4 ページ

年 頭 所 感

ホクネット理事長
瀬川 信久
(北海道大学大学院法学研究科教授)



お元気で新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。ホクネットもお陰様で、活発な活動の中で4年目の年を迎えました。

振り返ると、2007年12月の設立総会に続く2008年は、新年早々の事務所の開設、NPO法人格の申請と取得、検討委員会の設置と活動開始など始動の1年間でした。

2年目の2009年には、不動産賃貸借契約と携帯電話契約等について検討委員会の活動を積み上げ、クレジット枠換金化商法につき全国に先駆けて問題を指摘するなどしました。

この積み重ねの上に、3年目の去年2月に適格消費者団体の認定を受けることができました。

短い期間に活動の体制を作り消費者活動を展開できたのは、ひとえに皆様の御支援によるものと、あらためて心よりお礼申し上げます。

昨年は、適格消費者団体としての活動を展開するために、それまでの活動経験を踏まえて、常設的な継続的取引グループと情報通信グループのほかに、個別事案を対象とする検討グループとして、クレジット枠換金商法グループと中古車買取トラブルグループを設置し、体制を強化しました。

その活動から、既に報道されたように、本年の年頭の差止め請求訴訟第1号の提訴に至った次第です。

消費者問題は広範であり、「生活問題」「経済問題」にとどまらず、「人権問題」、問題によっては「治安問題」でもあります。

適格消費者団体ホクネットは、北海道庁や市町村と連携をとりつつ、消費者問題の解決の中で重要な役割を果たしてゆかなければならないと考えています。

しかし、そのためには、誰よりも会員の皆様のご支援をお願いしなければなりません。

本年もまた、どうぞよろしくお願いたします。

ホクネット初!

差止請求訴訟を提起!



解約の時期などによって業者側に生じる損害は異なるにもかかわらず、一律の解約料を徴収しており、不当な条項に該当する。

平成 23 年 1 月 11 日、株式会社バイアップ(本社 札幌市東区)を被告として、契約条項の使用差止請求訴訟を札幌地方裁判所に提起。

消費者契約法第 41 条に基づき、平成 22 年 12 月 24 日付けで同社に対し差止請求書(書面による事前の請求)を送付し、その到達した時から同法第 41 条が定める 1 週間の期間が経過したため、札幌地方裁判所に使用差止請求訴訟を提起するものです。

株式会社バイアップへの対応



平成 22 年
6 月

札幌市消費者センターからの事例提供により、相談事例を検討するため、事案検討グループを立ち上げる。

平成 22 年
10 月 15 日

契約約款の解約料(キャンセル料)及び買主からの損害賠償請求に関する規定について、消費者契約法第九条第一号及び第十條に該当する不当条項であるため、是正を求める申入書を送付。

平成 22 年
12 月 24 日

回答期限(平成二十二年十一月八日)が来ても何の回答もないため、差止請求書を送付。

問題となったバイアップの 契約条項 (一部のみ記載)

第4条

1. 売主は、表面記載の車両引渡し期日までの間に限り、買主に書類で通知して、この契約を解約(キャンセル)することができます。

ただし、売主は、買主から手付金または売買代金の内金を受領している場合は、それを返還するのと同様でなければこの契約を解約(キャンセル)することはできません。

2. 前項の解約(キャンセル)を申し出た場合、売主はこの売買契約の契約代金が100万円未満の場合は5万円、100万円以上の場合は車両代金の5パーセント相当額の解約料(キャンセル料)を買主に支払わなくてはならないものとします。尚、車両入庫後の解約は原則として不可とします。

申入れの趣旨 (一部のみ記載)

消費者契約法では解約の再査定や、販売のための広告費用など解約で損害を被った金額に応じて損害賠償を請求しなければならないとしているが、バイアップは契約直後の申し出でも解約料を取るなど実際に被った損害額を上回る金額を請求している。

このことについてホクネットでは、約款第4条第2項の解約料(キャンセル料)に関する規定は、消費者契約法第9条第1号及び第10条に該当する不当条項であるため、適正な内容に訂正するよう、申入れをおこないました。

記者発表をする
瀬川信久 理事長
道尻豊 理事・弁護士
大嶋明子 事務局長



テレビ放映もあり、
大きな反響でした。

札幌地方
裁判所へ



適格消費者団体による差止請求訴訟の結果やその活動等に関する情報を入手するには…

ホクネットのホームページ(4ページにURLを掲載)をご覧ください。

また、他の適格消費者団体の活動、消費者訴訟制度に関する情報などは消費者庁のホームページ(企画課)(<http://www.caa.go.jp/planning/>)からご覧いただけます。

セミナーなどの終了報告

平成 22 年度 消費者志向経営セミナー
禁止される不当表示
～ 景品表示法違反事例から～

- * 平成 22 年 12 月 11 日(土)
午後 1 時 30 分～午後 5 時
- * ホテルさっぽろ芸文館



第 1 部は消費者庁表示対策課の佐藤佑美子氏、第 2 部はホクネットの副理事長で北海学園法学部長の向田直範氏にそれぞれお話しいただきました。

消費者団体訴訟制度 意見交換ミーティング

- * 平成 23 年 1 月 22 日(土)
午後 2 時～午後 4 時
- * 札幌エルプラザ 2 階会議室



消費者庁
加納克利 氏



消費者庁
香城 尚子 氏



熱演！？するホクネット
劇団の皆さん



パネラーの皆さん



消費者庁からの報告、ホクネットの活動紹介、パネルディスカッション（コーディネーターは消費者庁企画課企画官 加納克利氏、パネラーとして札幌市消費者センター所長 渡辺三省氏、北ガス（株）千歳店支店長 宮本伸司氏、ホクネット理事・弁護士 道尻豊氏）ホクネット関係者による寸劇「被害は私だけで、もうたくさん」をおこないました。

編集後記

雪が降っています。
冬の雪国では当たり前のことですが、今年はちょっと様子がおかしいような気がします。

「ゲリラ豪雪」という言葉が当てはまるようですが…
本当に大変です…

この「大変」の中、ホクネットでは年明け早々に初めての差止請求訴訟を提起しました。

雪にも負けず、検討委員の皆さんは活発に動き、進んでいきます。

皆様からのご支援、ご協力がますます重要となります。

今年もよろしくお願いたします。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
NPO 法人 消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

* 次号のニュースレター発行は平成 23 年 3 月 31 日を予定しています。